

## 平成19年の傷害事件に係る対応状況

### 1 平成19年の傷害事件に係る福祉事務所の対応

#### (1) アパートの契約更新について

当時の担当職員の話では、前年度末あたりにはアパートを管理する不動産業者から6月の契約更新はしない旨の連絡を受けた記憶があったとの話であり、19年4月からの担当者も、その事情を引き継いでいたであろうから、大家との関係改善や新たな居住地の確保については助言していたとのことである。

アパートの契約更新にあたっての本人とケースワーカーとのやり取りの記録がないため、詳細は不明であるが、最終的に無料低額宿泊所との調整に入ったということは、契約更新の直前まで本人自らの動きがなかったことが予想される。新たにアパートを契約するとすると、保証人等の問題もあるし、ケースワーカーとしては、大家側との関係性を考えると、法定更新が可能であっても、それを進めることは難しかったのではないかと推測する。

#### (2) 無料低額宿泊所入居の判断について

契約更新期日まで新たな居住地確保に向けた動きがなかったことから、緊急的な措置として無料低額宿泊所という方向を出したところ、いったんは本人も了承していた。

これまでの本人の生活状況把握や新たな居住地確保に向け、本人との接触を十分図り、よりよい方法を検討していれば回避できた問題だとは思いますが、その当時、その場面ではやむを得ない対応であったのではないかと思われる。

#### (3) 所在不明による保護廃止について

ご指摘のとおり、判例に基づく所在不明による廃止への正確な知識が不足していたことや、7月5日に本人が来所された際、生活状況に応じた適切な対応を検討すべきであったことは反省しなければならないと思う。

#### (4) ケースワーカーの基礎的な知識の欠如について

課内研修の実施や県の研修・全国ケースワーカー研修にも積極的に参加し、知識や技術の向上に努めてきた。課内研修は毎年、より実践に近いものへと内容を見直し充実を図っており、今年度も概ね月1回開催している。今後も研修内容の更なる充実を図っていききたい。

## 2 平成19年の傷害事件後の庁内の対応

### (1) 庁内保安指導員の配置

#### ア 設置経緯

平成19年に福祉政策課で発生した傷害事件を機に、平成19年7月から警察OBを臨時職員として雇用し、その後、平成21年度から非常勤嘱託員として雇用

#### イ 業務内容

- ・行政に対する不当要求行為に対する指導及び助言に関すること。
- ・市役所本庁舎及び市の公共施設のうち市長が特に必要と認める施設の巡回に関する  
こと。
- ・上記の他、庁舎等の秩序維持に関すること。

#### ウ その他

- ・行政に対する不当要求行為の対応に関し豊富な知識を有している者及び防犯に関し  
豊富な知識、技能を有している者から市長が委嘱
- ・任期は1年、再任も可。
- ・勤務日数は週4日以内で月15日以内。
- ・勤務時間は8:30~17:15(休憩1時間)

### (2) 防犯用品の購入

品名	数量
サスマタ	11
護身スプレー	11

